

議案第 18 号

向日市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例等の
一部改正について

向日市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例等の一部
を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 21 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例等の
一部を改正する条例

(向日市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部
改正)

第1条 向日市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例
(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正する。

題名中「選挙による」を削る。

本則中「第7条第1項」を「第8条第2項」に改め、「選挙に
よる」を削り、「11人」を「16人」に改める。

(向日市職員定数条例の一部改正)

第2条 向日市職員定数条例(昭和47年条例第7号)の一部を次
のように改正する。

第1条中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改める。

(向日市費用弁償条例の一部改正)

第3条 向日市費用弁償条例(昭和28年条例第16号)の一部を
次のように改正する。

第1条第7号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改
める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる農業委員会委員が在任する間の委員の定数は、なお従前の例による。

〈参 考〉

向日市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正（第1条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>向日市農業委員会の_____委員の定数に関する 条例</p> <p>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号） 第8条第2項の規定による農業委員会の_____委員の 定数は、<u>16</u>人とする。</p>	<p>向日市農業委員会の<u>選挙による</u>委員の定数に関する 条例</p> <p>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号） 第7条第1項の規定による農業委員会の<u>選挙による</u>委員の 定数は、<u>11</u>人とする。</p>

向日市職員定数条例の一部改正（第2条関係）

新旧対照表

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項並びに農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第26条第2項</u>の規定に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、公平委員会及び農業委員会の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項並びに農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第20条第2項</u>の規定に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、公平委員会及び農業委員会の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

向日市費用弁償条例の一部改正（第3条関係）

新旧対照表

改 正	現 行
第1条 略 (1)～(6) 略 (7) 農業委員会等に関する法律 <u>第35条第1項</u> の規定により農業委員会に出頭した者 (8)及び(9) 略	第1条 略 (1)～(6) 略 (7) 農業委員会等に関する法律 <u>第29条第1項</u> の規定により農業委員会に出頭した者 (8)及び(9) 略